

[特別寄稿]

難民と被災地をつなぐもの 「難民研究」を問い直した東日本大震災

難民研究フォーラム編集委員会

編集委員会が本創刊号の発刊に向けた準備を進めていたさなかの本年3月11日、日本は東日本大震災という戦後最大級の災害に見舞われた。その規模は、7月26日現在、死者15,636人、行方不明者4,808人、建物の全壊が110,570棟、半壊が132,494棟、避難者数の合計は91,552人と発表されている（緊急災害対策本部発表）。仮設住宅への入居が進む中、現在も17,798人が避難所での生活を余儀なくされている（同上、7月14日集計）。さらに震災による福島第一原子力発電所事故では、避難区域内の人口だけでも約78,000人にのぼる（5月17日付原子力災害対策本部発表）。

このような人類史上まれに見る大災害を受けて、私たちはそこから何を学び取るべきなのか。この震災は、『難民研究ジャーナル』という難民研究の場に対して、どのような示唆を与えているのか。編集委員会では、創刊号となる本誌において、ここで投げかけられた問題を取り上げないわけにはいかないという認識を共有した。そこで、本稿では、難民支援団体のひとつである難民支援協会（JAR）が震災を受けて行っている各種の活動の例を通して、この大震災が「難民研究」に対して与えた示唆について考えてみたい。以下、活動の詳細については、JARへの取材をもとにまとめた。

震災の中の難民——周辺化されがちな存在、そうであるがゆえの共感力

（1）震災直後の難民——寄せられた2つの声

今回の震災は日本に暮らすすべての人々の生活を直撃した。もちろん外国人であっても例外ではなく、直後から多くの在日外国人が国外へ逃れた。発表によれば、震災後わずか1カ月で53万人を超す外国人が日本を出国したとされる（法務省入国管理局「東日本大震災前後の外国人出入国者数について」）。そのような状況の中、迫害の待っている自国には帰ることのできない難民たちはどのような状態だったのだろうか。事務所には、震災直後から、難民たちからの2種類の異なる声が届いていた。「自分たちを助けてほしい」、「被災者を助けてい」。そこで、JARは、この2つの声に呼応する形で、震災に対応して2つの方向に活動を展開した。

（2）「忘れられている」と感じた難民たち——難民コミュニティ・家庭訪問

大震災は、日本に暮らす難民たちの生活をも直撃した。日本人でも大混乱に陥り、また、多くの外国人が国外へ脱出する中、母国へ帰ることができない難民たちの不安、混乱は非常に大きなものであった。事務所には、震災直後から、パニック状態に陥ったり不安を訴えたりする難民たちからの電話が殺到した。これを受けて、難民のコミュニティや家庭を訪問する活動を開始した。停電や交通機関の乱れが続く中、事務所に来てもらうという従来の方法では支援の網から漏れてしまう人々が出ることが懸念されたため、スタッフ自らが難民のいる場所に出向いて一人ひとりを訪問するという形をとることとした。

具体的には、3月22日から、東京、千葉、群馬、栃木にあるクルド（トルコ）、エチオピア、ウガンダ、カメルーン、ミャンマー（ビルマ）などの難民のコミュニティや個人の家を車で訪問し、一人ひとりの顔を見ながら、安否確認、食料などの緊急支援物資の配布、各国語に翻訳したチラシによる震災・原発関連の情報提供、その他の相談対応やニーズの聞き取りを行った。

こうして生活の場実際に足を運んで見えてきたのは、普段以上に困窮し、情報から取り残され、日本社会から孤立している難民たちの姿だった。難民申請者の大半は就労できる在留資格を持っておらず、また、持っていたとしても言葉の問題で仕事を見つけることが困難であるため、普段から多くがその日食べるのも精一杯の困窮した生活を強いられている。震災による物不足がその苦しい生活に追い打ちをかけた。仕事があっても震災後、一時的に職を失った難民も多く、経済的に逼迫した。

また、原発事故については、そのような事故が起きていることすら知らない人もいた。何も知らずにいったスーパーではすべての飲料水が忽然と姿を消していた。その異常な事態に接して、初めて原発の事故が起こったことを知ったという難民たちがいた。他方、情報にアクセスできたとしても、日本語ができないため英語やフランス語の情報源に頼らざるを得ず、外国メディアがセンセーショナルに書き立てるニュースを読んで過剰な不安やパニックに陥っている人々も多かった。人々の買占め行動により食料、日用品などが次々と店頭から姿を消す中、状況が理解できず、取り残された難民たちは激しく動揺していた。何が起きているのか分からない、自分たちはどうになってしまうのか——難民たちの多くが、「自分たちは忘れられている」と口にした。

他方、難民たちは、日本でのこの状況から逃れたいと望んだとしても、迫害のおそれのため、自国に帰るということもできない。大きな不安を抱えたまま日本に留まるのか、迫害が待つ自国に帰るのか。難民たちは究極の選択を突きつけられていた。しかも、日本国内で避難をしようとしても、法的に日本国内での移動の制限を設けられている状態の人々も多く、それもできずにいた。何が起きているのか、どうしたらいいのか分からない。逃げたくてもどこにも逃げられない。小さな子どもを抱えている難民の中には、どうすることもできない自分を責めている人もいた。どん詰まりの窮地に立たされ孤立した難民の姿があった。

ここで見えてきたのは、一方で情報弱者となり取り残され、他方で迫害の待つ自国に帰ることも日本国内での避難もままならないという、非常に困難な状況に置かれたまま孤立する難民の姿であった。訪問を受けた際に、物資の提供よりも「自分たちの存在を忘れないでいてくれた」ということに難民たちが最も喜んでいたという。その事実が日本における難民たちの置かれた状況を物語っていると言えるのではないか。

(3) 「日本社会の一員」として——難民ボランティア派遣

同時に、震災直後から、難民たちのもう1つの異なる声が続々と届いていた。「被災者のために何かしたい。自分にも何かできないか」。想定外のこの声にスタッフは純粋に驚いた。JARは、いち早く被災地に入って様々な支援活動を始めた団体のひとつでもあるが、本来は難民支援を専門とする団体が被災者支援に乗り出したのは、このような、他でもない難民の声がきっかけであった。現在展開しているいくつかの被災者支援プロジェクトのうち、難民をボランティアとして被災地に派遣するプロジェクトは、まさに「被災地を支援したい」、「日本社会の一員として貢献したい」という難民の思いをダイレクトに被災地に届ける活動であるといえる。

このプロジェクトでは、被災地でのボランティア活動を希望する難民を募り、日本の学生や社会人、留学生などの参加者と一緒にグループを作り派遣している。具体的には、JARが手配するバスで、東京から宿营地である岩手県花巻市のキャンプ場に向かい、最短3泊4日から任意の期間、岩手県陸前高田市にて、がれき撤去や炊き出しなどのボランティア活動を行っている。8月8日現在、ミャンマー（ビルマ）、トルコ、ウガンダ、スリランカなどの、60人以上もの難民がこのプロジェクトで被災地に入り、共に参加した他のボランティアとともに汗を流している。

参加した難民たちは、「自分は弾圧する政府に怒りをぶつけたが、被災した人はどこに怒りをぶつければいいのか」、「住むところを追われる悲しさは私にも分かる」と被災者の境遇を思いやり、「日本人は大変な支援をしてくれた。日本人に恩返ししたい」と語っている（2011年6月16日付中日新聞「難民らがれき拾い——第二の故郷に恩返し、家や家族失う痛みを共感」、2011年6月3日付読売新聞「難民・留学生奮闘——陸前高田市でがれき撤去」）。

ここから見えてきたのは、難民たちが、自分たちの置かれた立場や過去の経験ゆえに他者への強い感受性を持ち、かつ、社会に対する潜在的な力を持った「日本社会の一員」である、という事実である。一緒にボランティア活動を行った日本人参加者の「（難民の人々は）母国や日本での大変な境遇にありながら、そのようなことを感じさせない明るい、気さくな人柄でした。彼らが日本にいることをとてもありがたく思いました」（2011年5月26日にJARが実施した「東日本大震災支援活動報告会」での報告より）という言葉はこれを端的に表している。

(4) 大震災から見える「難民」という存在

これらの、一見相反しているかのようでもある2つの事例から見えてくるのは、「難民」という存在そのものの本質であるといえる。難民は、外国人という社会的マイノリティ、日本語の問題で情報から疎外されている脆弱性、「帰れない」という難民特有の事情ゆえの困難、と幾重にも周辺化されてしまいがちな存在である。一方で、難民たちは、決して「弱い」存在ではなく、社会に対する潜在的な力を持った人々でもある。震災を機に、「難民」という存在がどういものであるのか、私たちは再認識させられたといえる。

難民から被災者へ——「困難な状況にある人々」への視点

(1) 難民と被災者をつなぐもの

この震災では、おびただしい数の尊い命が奪われ、家や職場が流され、周辺地域一帯の将来の方向性をも見失わせるような甚大な被害をもたらした。被災者の直面している困難は想像を絶する。被災した人々は、地震・津波という自然災害により、生命、身体、財産、人としての尊厳や様々な権利が奪われ、著しく脅かされるという極めて困難な状況に、一瞬のうちに突き落とされた。

自然災害か、本国での迫害か、という原因の違いこそあれ、人としての根本が揺らぐような著しい困難に直面しているという点においては、被災者と難民は共通している。だからこそ、難民自身が自らと被災者を重ね合わせ、前述のような被災地支援ボランティア活動を行っているのであり、JARのような難民支援団体が被災者支援に乗り出したのも、また、必然であったといえる。事実、これまでの難民支援の経験は被災者支援の場でもすぐに活かせるものであった。以下では、JARの実践を通して、いかに「難民」から「被災者」へ視点が広がっていったのかを見てみたい。

(2) 被災地の状況

JARは、3月20日には現地に入り、その10日後には被災者支援活動を開始した。当時、被災地は以下のような状況であった。

車で気仙沼、大船渡、陸前高田へと入った。途中の高速道路は、地震の影響でアスファルトの継ぎ目が隆起し、車は跳ね上がるように振動した。高速を降りて海岸沿いに走ると、津波が一帯全てを流し去ったため、一面、がれき以外には何も無い。津波が到達した部分が線としてはっきりと見て取れるほど、津波の被害を受けた部分とそうでない部分の境界が顕著であった。行けども行けども目に留まるものは膨大な量のがれきのみで、そこには人の営みが感じられるものは一切残っていなかった。車はもちろん、家や大型の船までが流され、がれきの山の上に乗上げた状態で残されていた。そして、所々で、魚が腐敗したような鼻を突く悪臭が漂っていた。

被災者の状況を把握するため体育館、公民館などの避難所もめぐった。まだ電気、水などのライフラインがほとんどの場所で寸断し、避難所ではどうにか寝る場所を確保するのが精一杯の状況で人々が身を寄せ合っていた。家族単位で1カ所に身を寄せ合っているが、他の家族とのスペースの間に間仕切りなどはほとんどなく、段ボールやブルーシートを用いてなんとか目隠しを作っている人がちらほら見られる程度であった。仮設トイレの多くは男女共用で薄暗く、汲み取り式の便所は不衛生であった。

(3) 「難民」から得た視点を活かして——2つの「気づき」に基づく被災者支援

このような被災地・被災者の状況を受けて、被災した女性への支援、被災した外国人への支援、避難所や集会所での法律相談の各事業を立ち上げた。JARが考えたこれらの支援活動は、いずれも「難民」との日々の関わりの中から得た「気づき」からヒントを得たものだった。

第1に、周辺化されがちな、支援の網から漏れてしまいがちな人々の存在への気づきである。JARは、難民という社会的マイノリティに寄り添ってきた経験から、被災者の中でも、女性、外国人など、社会の中で周辺化されがちな人々にフォーカスした支援が必要となると考えた。そこで、被災女性支援、被災外国人支援の活動を開始した。女性支援については、避難所運営に関わるメンバーのほとんどが男性である点が目につき、「夜中仮設トイレに行くのが暗くて怖い」、

「生理中でお風呂に入りづらい」などの女性特有の不安や不便が見逃されがちになっているのではないかと懸念された。そこで、避難所にいる女性たちを対象に、彼女たちの視線に立ち、避難所での生活を改善するのに役に立つと思われるアイテムを入れた女性キットを作成し、その配布と同時に助産師や看護師によるお悩み相談会を実施している。また、被災地には、留学生や研修生などの外国人が続々と帰国する中、日本人と結婚し家族を築いているなどの理由で帰国せずに残っている被災外国人がいるとの情報を得た。そこで、コンタクトを取り、コミュニティや家庭を訪問して、支援物資の配布、情報提供、生活相談などの活動を開始した。

第2に、見落とされがちなニーズへの気づきである。「もっとも困難な、深刻な状態にあるのは、事務所にまで相談に来ることすらできない、コンタクトすらとって来ない難民たちである」というジレンマを経験していたJARは、本当に助けが必要な人こそ自分から支援の場に出向いて来られない傾向にあることを知っていた。そこで、被災地での法律相談事業においても、弁護士とともに避難所をめぐり、弁護士が「待っている」のではなく被災者のもとへ「出向いて行って」悩みを聞き出すという方法をとった。また、難民支援の場で弁護士と連携してきた経験から、一般的に「弁護士への相談」というと敷居が高いものであるということも認識していた。実際に、被災者からも「何を相談したらいいのかわからない」という声が聞かれた。そこで、ローン、相続、雇用、生活再建支援制度などの被災者にとって身近なトピックについて、紙芝居を用いて図解や具体例を交えるという方式を用いて説明し、その後個別相談を行った。被災した人々が、横になったままで、気になる部分だけでも聞くことができる気軽さを大切にしたい。弁護士たちが避難所の人々と一緒に座り込み、当事者と同じ目の高さで説明し、相談にのる。「当事者の目線で、当事者に寄り添う」ことを考えた結果、このような活動に行き着いた。また、難民支援の経験から、物を配るというハード面の支援が主流である中で、情報を提供する、啓発する、といったソフト面の支援も同じく重要であるということも熟知していた。そこで、被災女性支援においては、「女性キット」として、パンティーライナー、ナプキン、携帯用ビデなどに加え、緊急時に対応できるような情報および女性のための24時間ホットラインの情報を記載したカードや防犯用ホイッスルなどを配布し、性被害防止や健康管理に関する情報提供、啓発を行った。また、配布と同時に、助産師や看護師が「何か困っていることはありませんか」と声をかけ、お悩み相談を実施した。

以上の事例からは、「難民」という存在が決して特異な、他の多くの人々とは無縁なものではなく、その存在を通して、誰にでも通じうる重要な視点を私たちは得ているのだということに気付かされる。難民支援において培われてきた視点は、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療や福祉を必要とする人々など、とりわけ支援が届きにくい被災者支援へも活かすことが可能なのである。これは、難民支援における当事者の権利保護を目的としたいわゆる「プロテクション」を軸とした活動や、「人権の主流化（mainstreaming human rights）」あるいは「権利を基礎にしたアプローチ（Right-Based Approach）」の意義をあらためて示しているともいえるだろう。

震災が「難民研究」に投げかけたもの

——「タテ割り」から「当事者中心」の学問へ

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故は、学問のあり方についても大きな波紋を呼び起こしたといっていだろう。研究とはいったい誰のための、何のためのものなのか。研究活動の進め方はどのようにすべきなのか。確かに、専門家による「学問のための学問」も、それ自体が社会にとっての財産ではある。しかし、困難に直面している人のため、社会に山積している問題を解決するための学問ということをより強く自覚すべきなのではないだろうか。

これらの問いは、あらゆる分野の学問に波及し、難民研究についても、その例外ではない。これまでの難民研究の進め方は、ちょうど政府の「タテ割り」行政と同じように、法学、社会学、心理学といった旧来の学問の枠組みに捕らわれた「タテ割り」のものだったのではないかと。これは、歴史的に学問が「国家のための学問」であり続けてきたことと無縁ではないだろう。しかし、一人の人間としての難民の抱える困難は、必ずしもそのような「タテ割り」に沿うものであるとは限らない。むしろ多くの場合は、分野横断的な困難を抱えているのではないだろうか。人間の存在とその営みは、本来「タテに割って」考えるものではなく、「ヨコにつないで」考え、支えるべきものではないだろうか。そうであれば、従来の難民研究は人間としての難民から乖離した部分がかったということになる。東日本大震災と原子力発電所事故は、甚大な犠牲とともに、「人間のための学問」を主軸にした新たな学問の潮流への転換を迫る契機ともなったのである。当事者である難民を中心としながら、法学、社会学、心理学等の様々な分野の研究者や、弁護士、社会福祉士、臨床心理士、医師、看護師、NGO、自治体、企業、場合によっては他の難民が集まり、難民が抱える具体的な問題の解決に向けて、協働していく。そこで対話し、議論しながら生み出されていく新たな研究や社会のあり方を提起し、発信していくことが、こ

れからの難民研究に求められているのではないだろうか。

『難民研究ジャーナル』が、「難民」という当事者の立場での視点を常に忘れず研究活動を展開する場であり続けるためにも、私たちはこの歴史的な経験を決して忘れてはならない。『難民研究ジャーナル』と難民研究フォーラムがそのような舞台のひとつとなるよう、執筆者、読者の皆さんの協力を望んでやまない。